

コロナ禍において原油価格や物価高騰による影響を受ける事業者に対し、更なる事業活動の負担軽減を図るため、香取市物価高騰対策中小企業者支援金を追加します。

## 香取市物価高騰対策中小企業者支援金

### 支給額

1事業者あたり

**5万円**

※すでに令和4年度の同支援金**3万円を申請・受給されている方は、**  
差額分2万円を申請時の口座に振込みましたので**申請は不要です**

### 支給対象者

要件に該当する中小企業者(個人事業主を含む)

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条第1項における会社又は個人であること。※一部適用除外あり
- (2) 令和3年分の確定申告等において、事業収入(売上)があり、今後も継続して事業活動を行う意思を有する者。  
また令和4年1月1日以降に開業し、申請期限内に法人の設立報告書又は個人の開業届の写しを提出できる者も対象。
- (3) 法人の場合は、法人税確定申告書別表一に記載された納税地が香取市であること。  
もしくは、代表者住所が香取市であること。個人事業主の場合は、香取市に住所を有すること。
- (4) 香取市物価高騰対策農業者支援金を申請していないこと。等

### 申請期限

令和**5年1月31日(火)**まで【当日消印有効】

### 申請書類

以下①から④の書類を全て揃えて提出

- ①物価高騰対策中小企業者支援金交付申請書(請求書)
- ②誓約書
- ③振込先口座がわかる通帳の表紙及びカナ名義記載ページの写し
- ④令和3年分確定申告書の写し(受付印のあるもの)  
(法人の場合) 法人税の確定申告書別表一の写し(1枚目)  
(個人の場合) 所得税の確定申告書第一表の写し(1枚目)  
(住民税申告の場合) 市民税申告書の写し(1枚目)

※ ①申請書、②誓約書は

- ・香取市ホームページからダウンロード
- ・市役所(本庁、各支所)、佐原商工会議所、香取市商工会で入手  
できます

※ 詳細は香取市ホームページをご覧ください



物価高騰対策サイト

### 申請・問合せ先

〒287-8501 香取市佐原口2127 香取市役所 商工観光課 商工企業誘致班 宛  
電話 0478-50-1212(8:30~17:15 ※土・日・祝日及び12月29日~1月3日を除く)